

○総務省告示第二百七十六号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）別表第二号第28の規定に基づき、平成十八年総務省告示第六百五十九号（特定小電力無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年七月二十四日

総務大臣 林 芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

電 波 法		電 波 法	
次の表の左欄に掲げる 特定小電力無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、それぞれ同表の右欄のとおりとする。		【同左】	
特定小電力無線局の無線設備	占有周波数帯幅の許容値	特定小電力無線局の無線設備	占有周波数帯幅の許容値
【略】	【略】	【同左】	【同左】
九の二 433.05MHzを超え434.79MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備（施行規則第6条第4項第2号Ⅳに規定する無線局のものをいう。）	1.74MHz	九の二 433.795MHzを超え434.045MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備（設備規則第49条の14第5号ロに規定するものをいう。）	250kHz
【略】	【略】	【同左】	【同左】
【注 略】		【注 同左】	
備考 第56の「」の語句は、第56の語句を指す。			